

尾三消防組合本部新庁舎建設設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

尾三消防組合 事務局総務課

尾三消防組合本部新庁舎建設設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

尾三消防組合本部新庁舎建設設計業務委託公募型プロポーザル実施要領は、尾三消防組合が本部新庁舎建設基本構想（基本計画含む。）・基本設計・実施設計業務委託の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するためにその募集手続その他必要な事項を定めるものである。

第1 募集の趣旨及び目的

尾三消防本部庁舎は、老朽化の問題、消防需要の変化に伴う車両・資機材の保管場所の確保、職場環境の整備、24時間勤務である消防庁舎の施設環境、大規模地震、豪雨災害等の風水害への災害対策拠点機能の確保等に関して施設の課題を抱えている。このため、尾三消防組合では令和5年3月に新庁舎建設を決定し、建設予定地として現本部訓練場とし、令和6年度に「尾三消防組合本部新庁舎建設基本構想素案」を策定した。

本庁舎は、防災拠点として住民の生命、身体及び財産を守る重要な施設であり、住民の安全・安心な暮らしに向け、責任と役割を果たす必要がある。

また、新庁舎は、今後も地域住民と共に強靱なまちづくりのために、中心的役割を担っていく防災のシンボルとして期待されている。

このような課題や期待に応える新庁舎建設事業には、尾三消防組合の特性を取り入れ、柔軟な創造力や高度な技術力、豊富な知識、経験が求められ、住民が訪れやすく、職員が働きやすい職場づくりのため住民、議会、行政の意見に十分に耳を傾け、設計業務を推進できる者を選定する必要がある。

これらを踏まえ、本プロポーザル実施要領に基づき、広く企画や業務提案を募集し、最も適切な者を設計候補者に選定することを目的とする。

第2 業務概要

1 本業務の概要

(1) 業務名称

尾三消防組合本部新庁舎建設設計業務委託

(2) 業務内容

本業務は、主として以下の内容を想定する。

ア 新庁舎建設基本構想（基本計画を含む。以下「基本構想」という。）

イ 新庁舎建設基本設計（外構工事を含む。以下「基本設計」という。）

ウ 新庁舎建設実施設計（外構工事を含む。以下「実施設計」という。）

エ 施設建設に伴い、法令、条例等に基づき必要となる資料作成及び申請手続きの業務

(3) 履行期間（予定）

契約締結の日から令和9年12月28日（火）まで

うち基本構想完了期限：令和8年3月31日（火）まで

うち基本設計完了期限：令和8年12月28日（月）まで

(4) 契約上限月額等

業務に係る委託料の上限額は、１８３，２７１千円（消費税及び地方消費税、税率１０％含む。）とする。

なお、令和７年度の支払限度額（消費税及び地方消費税、税率１０％含む。）は４，１９１千円、令和８年度は４１，０３０千円とする。

(５) 担当部署（参加申込書等の提出窓口）

尾三消防組合事務局総務課

住 所：〒４７０－０１５１ 愛知郡東郷町大字諸輪字曙１８番地

電 話：０５６１－３８－７２０２

FAX：０５６１－３８－６９６２

メール：soumu@bisan-fd.togo.aichi.jp

(６) 業務実施上の留意点

本プロポーザルにより特定された技術提案書等の提案内容が、実際の業務にそのまま採用されるものではない。

２ 事業計画の概要

(１) 事業名称

尾三消防組合本部新庁舎建設事業

(２) 建設予定地

愛知郡東郷町大字諸輪地内

(３) 敷地面積

６，０００㎡程度 ※用地収用による変更の可能性あり

(４) 延床面積

５，０００㎡程度

(５) 計画事業の概要

尾三消防組合本部新庁舎建設基本構想素案による。

(６) 事業スケジュール（予定）

ア 基本構想完了：令和８年３月

イ 基本設計完了：令和８年１２月

ウ 実施設計完了：令和９年１２月

エ 本体工事着手：令和１０年２月

オ 運用開始：令和１２年４月

(７) その他

詳細は、基本構想素案及び参考資料による。

第３ 募集要項

１ 実施方式

(１) 種別：公募型プロポーザル方式

(２) 審査方式：２段階審査方式

(３) 審査主体：尾三消防組合本部新庁舎建設設計業務委託プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

審査は７名の選定委員により構成される選定委員会が行う。なお、審査は非公開とし、選定委員との接触を防ぐため、委員名の公表は行わない。

2 スケジュール

	実施内容	日 程
1	告示、実施要領等の公表	令和7年4月23日（水）
2	実施要領等の配布期間	令和7年4月23日（水） から 令和7年5月16日（金） まで
3	参加申込に関する質問書の提出期限	令和7年4月30日（水）
4	参加申込に関する質問書に対する回答	令和7年5月 9日（金）
5	参加申込書等の提出期限	令和7年5月16日（金）
6	企画提案に関する質問書の提出期限	令和7年5月14日（水）
7	企画提案に関する質問書に対する回答	令和7年5月21日（水）
8	第一次審査（書類審査）	令和7年5月19日（月） から 令和7年5月21日（水） まで
9	第1回事業者選定委員会	令和7年5月22日（木）
10	第一次審査結果の通知の目安	令和7年5月23日（金）
11	企画提案書等の提出期限	令和7年6月 6日（金）
12	第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）	令和7年6月12日（木）
13	第2回事業者選定委員会	令和7年6月19日（木）
14	第二次審査結果の通知の目安	令和7年6月30日（月）
契 約 締 結 時 期		令和7年7月上旬

3 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての項目を満たす単体企業とする。

なお、その者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 参加の要件

- ア 令和7年度尾三消防組合競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 愛知県内に本社又は入札及び契約に関する会社代表者からの委任を受けたものを置いている支店若しくは営業所等として名簿に登録されていること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 告示日から契約締結までの間において、尾三消防組合指名停止等措置要領（平成17年尾三消防組合要領第1号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

キ 告示の日時点で、過去15年間に主たる設計者（※1）として延床面積3,000㎡以上の同種施設の設計実績（※2）又は類似施設（※3）の実施設計を完了した実績を有すること。

※1 主たる設計者とは、単独で受注した設計業務を行った者又は設計共同体の代表構成員として設計業務を行った者を指すものとする。

※2 同種施設の設計実績とは、消防本部の本庁舎の新築工事又は増築工事（増築工事の場合は、増築部分の床面積が3,000㎡以上に限る。）に係る実施設計を完了した実績のことを指すものとする。

※3 類似施設とは、令和6年国土交通省告示第8号別添二の建築物分類型のうち第四号第2類に分類される施設を指すものとする。

（2）配置予定技術者の要件

本プロポーザルへの参加にあたっては、次に掲げる事項をすべて満たしている管理技術者及び主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することを要件とする。

なお、配置予定技術者は、告示の日以前に本プロポーザルへの参加申込者（以下「参加申込者」という。）又は再委託先（以下「協力事務所」という。）と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していることとする。

ア 管理技術者

（ア）本業務全般の管理及び統括を行う者として、1名配置すること。

（イ）告示の日時点で、一級建築士の資格取得後5年以上の建築設計及び設計業務の実務経験を有すものであること。

（ウ）主任技術者を兼任しないこと。

（エ）参加申込者の組織に所属していること。

（オ）告示の日時点で、過去15年間に国又は地方公共団体が発注した同種施設又は類似施設に係る新築工事の設計業務（基本設計・実施設計のいずれかでも可）において管理技術者又は意匠（設計）主任技術者の立場で1件以上携わった者。

イ 意匠（設計）主任技術者

（ア）本業務を主務として各担当業務分野を総括できる者として1名以上配置すること。

（イ）告示の日時点で、一級建築士の資格取得後5年以上の建築設計及び設計業務の実務経験を有すものであること。

（ウ）他の業務分野の主任技術者を兼任しないこと。

（エ）参加申込者の組織に所属していること。

（オ）告示の日時点で、過去15年間に国又は地方公共団体が発注した同種施設又は類似施設に係る新築工事の設計業務（基本設計・実施設計のいずれかでも可）において管理技術者又は意匠（設計）主任技術者の立場で1件以上携わった者。

ウ 構造、電気設備、機械設備及びコスト担当主任技術者

（ア）構造、電気設備、機械設備、コスト担当業務分野における担当技術者を総括する者として各1名以上を配置すること。

- (イ) 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有する者であること。
- (ウ) 電気設備及び機械設備主任技術者のうちどちらか一方は、設備設計一級建築士の資格を有する者であること。
- (エ) コスト担当主任技術者は、建築コスト管理士、建築積算士、一級建築士のいずれかの資格又は同等の資格を有すること。
- (オ) 他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。

4 業務実施上の条件

「3 参加資格」を満たしていることのほか、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1) 分担業務分野の再委託

- ア 主たる分担業務分野である意匠（設計）を再委託しないこと。
- イ 構造分野の再委託先は、本業務への関与ができる構造設計一級建築士の資格を有する者が所属していること。
- ウ 機械設備分野の再委託先は、本業務への関与ができる設備設計一級建築士の資格を有する者が所属していること。
- エ コスト担当分野の再委託先は本業務への関与ができる建築コスト管理士、建築積算士、一級建築士のいずれかの資格又は同等の資格を有する者が所属していること。

※ 分担業務分野の分類は、次に掲げる事項とする。

分担業務分野	業務内容
意匠（設計）	告示第8号別添一第1項第一号及び第二号において示されている「設計の種類」における「総合」及び「昇降機等」に係るもの
構造	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち「電気設備」に係るもの
機械設備	同上「設備」のうち「給排水衛生設備」、「空調換気設備」

5 参加に対する制限

参加にあたって、次に掲げる事項を制限する。

- (1) 参加者の協力事務所は、他の参加者若しくはほかの参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。
- (2) 参加者が提出できる書類は、1点のみとする。
- (3) 提出された書類の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (4) 選定委員会の委員及びその関係者（委員が関係する企業等）の参加は認めない。

6 参加申込書等の作成及び提出

(1) 参加申込書等

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

No.	提出書類	様式	提出部数
1	参加申込書	様式第1号	1部
2	企業の組織体制（会社概要）	様式第2号	1部
3	企業の業務実績	様式第3号	1部
4	業務実施体制	様式第4号	1部
5	配置予定技術者の業務実績等一覧	様式第5号	1部

6	添付書類	各様式に記載の書類	各 1 部
7	上記No. 1 ～ 6 の PDF データ	CD-R	1 枚

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和 7 年 4 月 2 3 日（水）午前 9 時から

令和 7 年 5 月 1 6 日（金）午後 5 時まで（必着）

※ 持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出先

本要領「第 2 業務概要 1 本業務の概要（5）担当部署」のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とすること。

エ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に参加申込書の写し（受領印押印）を交付する。郵送の場合は、電子メールにて受領した旨を送信するので、電子メールを確認した旨を返信すること。

(3) 質問の受付及び回答

質問は本要領に関する事項に限るものとし（評価及び審査に関する質問は受付ない。）、次のとおりとする。

ア 提出期間

実施要領等の配布の日から令和 7 年 4 月 3 0 日（水）午後 5 時まで（必着）

イ 提出先

本要領「第 2 業務概要 1 本業務の概要（5）担当部署」のとおり

ウ 提出様式

参加申込書等に関する質問書（様式第 6 号）

エ 提出の方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「（尾三消防組合本部新庁舎）参加申込書等に関する質問書」として、送信すること。

なお、誤送信等防止のため、メール送信後に「第 2 業務概要 1 本業務の概要（5）担当部署」まで電話にて着信の確認をすること。

オ 質問に関する回答方法

質問に関する回答は「（尾三消防組合本部新庁舎）参加申込書等に関する質問回答書」として一括して取りまとめ、令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時までに、尾三消防組合ホームページに掲載する。

なお、本質問回答書は、本要領の追加又は修正として、本要領と同様に扱うものとする。

第 4 企画提案書等の作成及び提出

1 企画提案書等

次に掲げる書類を各必要部数提出すること。

なお、企画提案書及び参考見積書を除き、提出書類については、提案者を特定することが可能となる記載は避けること。

No.	提出書類	様式	備考	提出部数
8	企画提案書	様式第7号	—	1部
9	業務の実施方針等	様式第8号 ※A3サイズ（横長片面） ※1枚	※各1部を様式第7号と共にホチキス止め ※8部は様式第8号及び様式第9-1～3号と共にホチキス止め	9部
10	テーマ別企画提案	様式第9-1～3号 ※A3サイズ（横長片面） ※各1枚以内		9部
11	参考見積書	様式第10号	—	1部
12	上記No. 11～13のPDFデータ	CD-R	—	1枚

2 提出方法

(1) 提出期間

令和7年5月26日（月）午前9時から

令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）

※ 持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

本要領「第2 業務概要 1 本業務の概要（5）担当部署」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、配達証明付書留郵便とすること。

(4) 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に参加申込書の写し（受領印押印）を交付する。郵送の場合は、電子メールにて受領した旨を送信するので、電子メールを確認した旨を返信すること。

(5) 質問の受付及び回答

質問は本要領に関する事項に限るものとし（評価及び審査に関する質問は受付ない。）、次のとおりとする。

ア 提出期間

実施要領等の配布の日から令和7年5月14日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出先

本要領「第2 業務概要 1 本業務の概要（5）担当部署」のとおり

ウ 提出様式

企画提案書等に関する質問書（様式第11号）

エ 提出の方法

電子メールによる提出とし、電子メールの件名は「（尾三消防組合本部

新庁舎）企画提案書等に関する質問書」として、送信すること。

なお、誤送信等防止のため、メール送信後に「第2 業務概要 1 本業務の概要（5）担当部署」まで電話にて着信の確認をすること。

オ 質問に関する回答方法

質問に関する回答は「（尾三消防組合本部新庁舎）企画提案書等に関する質問回答書」として一括して取りまとめ、令和7年5月21日（水）午後5時までに、尾三消防組合ホームページに掲載する。

なお、本質問回答書は、本要領の追加又は修正として、本要領と同様に扱うものとする。

（6）業務実施方針

本業務の実施方針として、実施体制や配置予定技術者の特徴、設計コンセプトや本業務実施にあたって重視する事項、関係者の意見反映や合意形成の考え方、これらの具体的な方法、その他、設計を進めるうえでの配慮事項等について記載すること。

（7）業務工程

「第2 業務概要 1 本業務の概要（2）業務内容」の内容について、業務の進め方に関する考え方と業務の具体的な工程について記載すること。

（8）企画提案テーマ

テーマ別企画提案は、文章及び文章を補完するために必要な視覚的表現を用いて以下のテーマに対する考え方や具体的な提案を記載すること。

作成にあたっては、尾三消防組合本部新庁舎建設基本構想素案や本業務の内容など、本組合の新庁舎建設事業について十分に理解するとともに、周辺環境などの地域の特性を十分考慮したうえで提案すること。

NO.	テーマ	詳細
1	災害に強い施設の提案	大規模災害発生時においても、災害応急対策の中核として適切な機能を発揮できるよう十分な耐震性能を有し、かつ浸水による被害に耐え得る施設で、過酷な状況下でも適切な施設機能の維持が図れる庁舎体制を提案すること。
2	地域消防力の向上に寄与する施設の提案	地域住民、消防団員、自主防災組織などが、それぞれの役割に応じた効果的な教育訓練を受けられる施設等を整備し、防火思想や防災文化の醸成に寄与できる庁舎体制を提案すること。
3	利便性・経済性・環境性に優れた庁舎の提案	誰もが快適に利用できる施設であり、建設費やランニングコストなどライフサイクルコスト削減のための具体的な手法、省エネ性や環境負荷低減に対する設計の考え方、新庁舎に求められる機能を提案すること。

（9）参考見積書

参考見積書は、本業務における業務委託料の合計額（消費税及び地方消費税、税率１０％含む。）を記載すること。

第５ 審査等

審査は選定委員会が行う。

１ 第一次審査（書類審査）

提出された参加申込書等（提出書類Ｎｏ．２～５）について書類審査を実施する。

（１）実施日

令和７年５月１９日（月）から５月２１日（水）まで

（２）審査結果通知

令和７年５月２３日（金）を目安に文書及び電子メールにて通知

（３）その他

第一次審査通過者に対し、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

２ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

提出された企画提案書等（提出書類Ｎｏ．８～１１）について、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。

（１）実施日

令和７年６月１２日（木）

（２）実施場所

時間及び場所は、第一次審査を通過した者に対し別途通知する。

（３）対象者

第一次審査通過者

（４）実施方法

プレゼンテーション・ヒアリングによる最終審査

（５）実施内容

企画提案書等による説明を実施し、その後選定委員会委員が質疑を行う。

時間は１社４０分程度（説明２０分・質疑２０分）

（６）出席者等

出席者は、本業務を担当する管理技術者又は意匠（設計）の主任技術者を含む５名以内とする。

プレゼンテーションでは、パソコンの使用を可能とし、スクリーンとプロジェクター（ＨＤＭＩケーブル）は当組合が用意するが、接続するパソコンは企画提案者が持参すること。

なお、パソコンの設定準備時間はプレゼンテーションの時間から除く。

（７）結果通知

令和７年６月３０日（月）を目安に文書及び電子メールにて通知

（８）その他

プレゼンテーションでは、参加者を特定することが出来るような表現は行わないこと。また、プレゼンテーションは、提出された企画提案書及び第一次審査通過者に対し提案を求めた資料（拡大したもの又はプロジェクター等を使用した拡大映像は可）のみを用いた内容説明とし、求められた追加資料以外の提出や使用は一切認めない。

第6 契約

1 契約の締結

契約の締結は、選定された設計候補者と当組合との間で、提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法によることを原則とする。また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容をもって、契約するとは限らないことに留意すること。

設計候補者との協議が不調となった場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することがある。

2 支払方法

完成検査及び成果品引き渡しを完了した後に支払うものとする（一部業務完了後に部分払いあり）。

第7 失格要件

次の各項のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- 1 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- 2 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- 3 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- 4 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- 5 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- 6 この要領に定める手続き以外により、選定委員会委員又は関係者と直接、間接を問わず意図的に接触した場合。
- 7 審査の公平に影響を与える行為があったと認められる場合。
- 8 提出した企画提案書等の内容が、特記仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められた場合。
- 9 本要領「第3 募集要項 3 参加資格」及び「第3 募集要項 4 業務実施上の条件」を満たさなくなった場合。
- 10 その他本要領に違反すると認められた場合。

第8 結果の公表

本業務の契約締結後、次に掲げる事項を本要領「第1 本業務の概要 1 本業務の概要（5）担当部署」において、閲覧に供するとともに、当組合ホームページに掲載する。

- 1 業務名
- 2 業務概要及び履行期間
- 3 受託者の名称及び契約額
- 4 選定の審査結果
- 5 その他必要な事項

第9 その他留意事項

- 1 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- 2 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- 3 天災その他やむを得ない理由により選定審査を中止することがある。この場合において、中止によって生じた参加者の損害は、当該参加者の負担とする。
- 4 企画提案書等の提出は、1 参加者につき、1 提案とする。
- 5 評価内容及び審査結果について、意義申立ては一切認めない。
- 6 提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとし、提案者に無断で審査以外に使用しないものとする。ただし、受託者に選定された者が作成した業務実施方針、業務工程、テーマ別企画提案は、当組合が必要と認める場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとし、当組合ホームページへの掲載、組合議会や管内住民への説明資料としての使用及び本プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。
- 7 本業務の実施にあたっては、配置予定技術者を原則として変更することはできない。
ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当組合の承諾を得たうえで、同等以上の技術者を配置するものとする。
- 8 提出書類は返却しない。
- 9 提出書類の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- 10 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- 11 当組合は、参加者から提出された企画提案書等について尾三消防組合情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定に基づき、第三者に開示することがある。
- 12 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用に関しては、すべて企画提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- 13 参加表明提出後に参加辞退しても、以後における不利益取扱いはしない。
- 14 本業務に関して、参加者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の判断を行う。なお、第二次審査の審査得点が満点の60%未満の者は設計候補者として選定しない。
- 15 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりが無くなった時点で、当組合から入手した資料及び知り得た情報については、適切に破棄すること。
- 16 選定されなかった参加者は、第二次審査の結果を通知した翌日から起算して7日（土日及び祝日を含む。）以内に、書面を持参又は郵送により、選定されなかった説明を求めることができる。回答は書面で行うものとする。なお、第一次審査の結果は公表しないものとする。
- 17 本プロポーザルの手続きについては、本要領に記載している事項のほか、告示及び特記仕様書、提出書類作成要領によるものとする。
- 18 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。